

論壇

簡素な税制と配偶者控除

I はじめに

最近の話題といえば人工知能である。最も強い囲碁棋士にAIが勝利した記事は、記憶に新しい。またAIにより無くなる仕事に会計業務があったりと、不安感を持つ者もいる。ディープラーニングでAIが賢くなったとしても、我々の仕事がなくなることはない。しかし、仕事のやり方は変わるかもしれない。我々がAIを使いこなす時代が到来すると予想されるからだ。ただ、これは当分先の話で、当分の間、私たちの仕事は複雑な税法と共にあり続ける。

II 簡素化の目的

簡素化の目的の一つは、増井論文で指摘されたとおりコストの削減である。納税者が負担しなければならぬコストである「租税法を解釈するためのコスト」、「会計に関わるコスト」、「申告手続きに関わるコスト」の削減。最終的には国民が負担することになる。租税法の削減である。租税法は、納税者にとって納税に伴うコストが少なく、行政にとっては行政コストが少なくすむ制度が望ましいのは明らかである。

素化についての第一次答申において、「税制は複雑で難解であるという批判や非難は日常しばしば耳にするところであって、「その精密な計算規定や煩雑な手続きの簡略化を望む声は、従来から納税者の間に極めて強い」と指摘しているが、50年近く経ても、当時と変わらず、ますます複雑である。

III なぜ簡素化できないのか

全ての国民が容易に理解できる税制を構築することは、誰もが納税する。しかし、租税制度はますます複雑化している。その原因の一つは、公平な租税制度を構築するためである。公平な租税制度とは、同様な経済状況にある者に対しては同様な課税が、異なる経済状況にある者に対しては異なる課税がなされる。これを表現するために「租税」という尺度が必要であり、経済状況の差異を租税力の差異として測定するための要素が必要であり、多くの要素を租税制度に組み込むことでより公平な租税制度となるが、複雑さが増すことになる。複雑な経済社会も同様に簡素化を妨げるが、それに加えて技術革新により情報化社会が推進されていることにも原因がある。情報を獲得するためのコストが急激に低下し、これまでに入らなかつた情報が容易に手に入ることで、租税制度はますます複雑となっている。

IV 解決策

公平な租税制度を構築するために租税制度が複雑化することは、金子論文が指摘しているとおり不可避である。ただ、高度で精緻な租税制度が、すべての国民にとって公平ではない。低所得者層と高所得者層および企業の税制は、納税協力コストの負担能力が異なり、低所得者に高度に精緻な租税制度を負担させるべきではなく、この点では公平を犠牲にしても簡素な税制が求められる」と指摘する。また、立法において政治的動機がない。むしろ、限られた予算の中で納税者に耳障りの良い租税制度を導入するために、利用できる租税回避を利用されないための手法がとられる。立法された租税制度が国民に利用されていなければ、制度の問題を抱えているか、立法がパフォーマン스에過ぎないといえる。身近な例を挙げれば、給与所得者の特定支出控除は、平成25年から利用する納税者が6人から約1600人へ増えたが、未だに利用しやすい制度とは

V 簡素化と今後の税制改正

平成27年は消費増税の軽減税率、インボイス導入の議論で、その他の重要な税制については進展がなかった。しかし、今年には昭和三十五年に構築された基礎的な租税制度の見直しが行われる。見直しの予定されるのは、人口の減少、大義名分は、人口の減少、家族のあり方、働き方の多様性、格差の拡大など社会・経済の構造的な変化に伴うもので、現行税制ではこ



藁 信博 【荏原】

いえない。特定支出控除は、勤務先の会社から証明を受けなければならない。しかし外資系の大手企業の部長クラスの人物がMBAを取得し、証明を会社に依頼したところ、証明を受けたことができない事例があった。事業承継税制では、前掲の水野論文は、公平の維持及び税務運営上の簡便化が、企業の会計方法の選択制の抑制、会計方法の規制、画一的な基準の設定をもたらし、これにより、会計方法を歪め、実態に即応しない結果を生じさせた」と指摘しているが、現在も同様であり、会計上の利益と課税所得の乖離が顕著である。税制と会計の乖離、法人税法第22条第4項の企業会計準則主義の尊重が徹底されないために、租税制度に会計処理方法や基準の定義をおこなう必要がある。これが税法の肥大化と複雑性を助長している。

①配偶者控除の廃止または所得制限を設けること、②配偶者控除に代えて配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み(いわゆる移転的基礎控除)の導入、③配偶者控除に代えて、諸控除のあり方を全体として改革する中で夫婦世帯に対して配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除の創設の3つである。③はおまけであり、実質的な選択肢は①と②である。

この配偶者控除の改正において、簡素という視点をもち込んでみると、②の移転的基礎控除は問題であれば、家計を考慮して給与所得者の年末調整のために、配偶者の所得を先に確定させなければならず、年末の短い期間に、恐ろしく煩雑な事務を国民に負担させることになる。

参考文献

「昭和38年12月 所得税法及び法人税法の整備に関する答申」(1963)
「昭和41年12月 税制簡素化についての第一次答申」(1966)
「昭和42年12月 税制調査会答申」(1967)
「昭和43年7月 税制調査会答申」(1968)
\*1 「税制簡素化の方向(租税法研究会-9-)」ジュリスト 水野忠恒 (1980)
\*2 「租税法における学説と実務 一租税立法の明確化のために(学説と実務)」ジュリスト 金子宏 (1982)
「権利と人格: 超個人主義の規範理論」創文社 森村進 (1994)
\*3 「「簡素」は税制改革の目標か」國家學會雑誌 増井良啓 (1994)
\*4 「租税における公平の法理 (公平・中立・簡素・公正の法理)」日税研論集 「租税法」弘文堂 首藤重幸 (2004) 金子宏 (2005)
「平成12年わが国税制の現状と課題 一21世紀に向けた国民の参加と選択一」 (2012)
「税制簡素化と租税法・租税政策(1)ドイツ租税法における税制改革論・課税要件構築論の一端」廣島法学 手塚貴大 (2015)
「税制簡素化と租税法・租税政策(2)ドイツ租税法における税制改革論・課税要件構築論(立法技術)の一端」廣島法学 手塚貴大 (2016)
\*5 「事業承継税制の見直しの方向性について」中小企業庁 (2016)